

第 2 回 倒産の種類

1.倒産と破産の違い

一般的に使われる用語として、「倒産」と「破産」があります。まず、この意味の違いを整理しておきます。

倒産	「倒産」という言葉は、法律上統一した定義がされた用語ではなく、講学上（法律学の研究で使用されている）の用語で、通常「企業経営が行き詰まり、弁済しなければならない債務が弁済できなくなった状態」を指します。 東京商工リサーチ(以下 TSR)が 1952 年から「全国倒産動向」の集計を開始したことで「倒産」という用語が広く使われるようになりました。
破産	「破産」は法律用語です。破産法とそれに基づく破産手続という現実に存在する法的手続があります。

2.倒産の種類

倒産は、法的倒産と私的倒産の 2 つに大別され、法的倒産は再建型の会社更生法と民事再生法、清算型は破産と特別清算の 4 つがあります。私的倒産は「銀行取引停止」と「内整理」の 2 つに分類されます。

下表は TSR の分類をもとにしたもので、その比率は、TSR の 2021 年 1～6 月の集計（負債総額 10,000 千円以上）によるものです。

倒産の分類	倒産の種類	概要	比率 %
法的倒産	再建型 会社更生法	企業が事業を継続しながら再建を図る「再建型」の代表格。申請時点で倒産にカウントされます。株式会社が対象。裁判所は「更生手続きの開始決定」と同時に管財人を選任し、事業を継続しながら管財人の下で「更生計画」が作成されます。手続きをうまく進めるためには事業管財人の選任が鍵を握っており、その後の更生計画遂行の大きなポイントとなります。2003 年 4 月、民事再生法を踏まえ、手続きの迅速化・合理化を図るため、改正会社更生法が施行された。	0.1
	民事再生法	申請時点で倒産にカウントされる。対象は株式会社や特殊法人、個人など幅広い。倒産企業の経営者が引き続き経営に当たることができ、経営破綻が深刻化する以前の早期再建を目的としています。申立人は通常債務者ですが、債権者による申立も可能です。また債務超過や支払不能に陥っていても、その可能性があれば申請できます。会社更生法に比べ手続きが簡易です。	3.4

	清算型	<p>破産</p> <p>倒産形態の約9割近くを占めます。企業や個人など債務者本人か債権者の破産申請により裁判所が破産手続の開始決定を行い、債務者の総財産を換価した上で、債権者に公平に配当し、清算を終了する法的制度です。</p> <p>倒産のカウントは、申請が債務者本人の場合は裁判所申請時点、債権者の場合は破産手続開始決定時点です。</p>	88.4
	特別清算	<p>「清算型」の法的手続で、申請時点で倒産にカウントされます。債務超過又は債務超過の恐れのある株式会社の清算を裁判所の監督のもとで行う制度です。</p>	5.6
私的倒産	銀行取引 止処分	<p>手形や小切手の不渡り（指定期日に決済できないこと）を、同一手形交換所管内で6カ月以内に2回起こした場合、その手形交換所で受ける制裁処分です。取引停止処分を受けた時点で倒産にカウントされます。</p>	2.1
	内整理	<p>企業や個人が支払不能または債務超過に陥った場合に、法的手続きを取らずに債権者と任意で話し合い事業の整理を行う方法で、「内整理」は任意整理や私的整理と同義語です。上記要件が満たされている場合に倒産とカウントされます。</p> <p>事業継続を前提にした「特定調停法」、「私的整理のガイドライン」、「事業再生ADR」などは倒産に集計しません。</p>	0.4

「倒産」と言うと負のイメージが付きまといますが、法的に再建を支援する制度と考えると未来が開かれます。何度でもチャレンジできる経済社会が活性化に繋がります。

(次回に続く)

(注) 企業経営者の連帯保証問題は、上記企業の問題とは別の問題として対処することが必要です。